

公 示

漁業法第 86 条第 4 項で準用する同法第 89 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和 6 年 5 月 9 日

五島海区漁業調整委員会
会 長 熊川 長吉



記

1. 予定されている不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される処分の内容

令和 5 年 9 月 1 日付けで知事が免許した区画漁業権五区第 1300 号、五区 1312 号及び五区第 1313 号第 1 種くろまぐろ小割式養殖業に付した条件を別紙 1-1、別紙 1-2 および別紙 1-3 のとおり変更するもの。

(2) 根拠となる法令の条項

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条

2. 不利益処分の原因となる事実

当該漁業権者である上五島町漁業協同組合および神部漁業協同組合からの請願による。

3. 意見の聴取の日時及び場所

日時：令和 6 年 5 月 16 日（木）

10 時 15 分から 10 時 30 分まで

場所：長崎県五島振興局 4 階 A 会議室

五島市福江町 7 番 1 号

○ 問い合わせ先

五島海区漁業調整委員会事務局

電話番号 0959-72-2254

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1300号

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径 20 メートルの円形生簀 5 台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径 20 メートルの円形生簀 <u>31 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が 1,570 平方メートル、移送分の生簀の総面積が <u>9,734 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>	<p>1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径 20 メートルの円形生簀 5 台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径 20 メートルの円形生簀 <u>25 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が 1,570 平方メートル、移送分の生簀の総面積が <u>7,850 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000 尾を超えてはならない。</p> <p>4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p>

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1312号

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径 20 メートルの円形生簀 <u>16 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が <u>5,024 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p>	<p>1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径 20 メートルの円形生簀 <u>14 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が <u>4,396 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年あたりの天然種苗の活込尾数は、<u>1,249 尾</u>を超えてはならない。</p> <p>4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>5. 八、二の各点に夜間標識灯を設置しなければならない</p>

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1313号

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径 20 メートルの円形生簀 <u>38 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が <u>11,932 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p>	<p>1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径 20 メートルの円形生簀 <u>31 台</u>の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が <u>9,734 平方メートル</u>を超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込尾数は、<u>2,864 尾</u>を超えてはならない。</p> <p>4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない</p>